

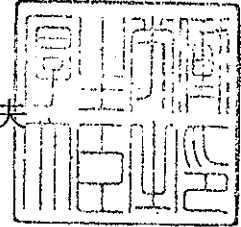
大

厚生労働省発食安第1211001号
平成18年12月11日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



食品健康影響評価について意見を求めたことの取り下げについて

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、平成18年11月13日付け厚生労働省発食安第1113001号にて貴委員会に意見を求めたところですが、これを取り下げます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第18条第1項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の別表の四（二）（1）1及び別表の四（二）（1）1bBで規定される容器包装として、ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂を追加すること。

